

熊本市いじめ防止等基本方針

平成26年3月策定

平成30年1月改定

(令和7年4月改定)

熊本市

【目 次】

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容	3
1 市の基本方針の内容	3
2 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 家庭や地域との連携	5
(5) 関係機関との連携	5
第3 いじめの防止等のために本市が実施する施策	5
1 組織の設置等	5
(1) 法第14条第1項に規定する本市のいじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関	6
2 いじめの防止等のための取組	7
(1) いじめ防止の対策	7
(2) いじめを早期に発見するための対策	9
(3) いじめ問題の対応と解決するための対策	9
(4) 家庭や地域との連携	10
(5) 関係機関との連携	10
(6) 庁内関係課の連携による取組の推進	11
(7) その他必要な施策	11

第4	いじめの防止等のための学校の取組	12
1	「学校いじめ防止基本方針」の策定	12
2	「学校いじめ防止等対策委員会」の設置	12
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組	13
(1)	いじめの防止のための取組	13
(2)	いじめの早期発見の取組	14
(3)	いじめに対する措置	15
(4)	その他必要な取組	17
第5	重大事態への対処	18
1	教育委員会又は学校による調査	18
(1)	重大事態の意味	18
(2)	重大事態の発生と報告	19
(3)	重大事態に対する調査及び組織	19
(4)	調査結果の報告	20
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	21
(1)	再調査	21
(2)	再調査の結果を踏まえた措置等	21
第6	その他いじめの防止等の対策に関する重要事項	21
1	基本方針の見直しの検討	21
2	基本方針策定状況の確認と公表	21

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、児童生徒をとりまく環境が大きく変わり、いじめも、陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本市においては、教育委員会が中心となって「いじめのサインを見逃さない、いじめを許さない、いじめが起こりにくい集団づくり」を強く意識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめのない学校」の実現に取り組んできた。

また、本市は、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む教育の推進に努めている。そこでこども一人ひとりを尊重した教育を推進し、こどもの最善の利益を守る環境づくりに取り組んでいる。

熊本市いじめ防止等基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条¹の規定に基づき、児童生徒の尊厳を保持するという目的のもと、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、本市におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して実施されなければならない。

そのためには、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解

¹ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していく過程で、そこに関わる児童生徒や大人の人間的な成長を重視しながら行われなければならない。

これらに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義²

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

² ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害者になったり加害者になったりする。こうして「暴力を伴わないいじめ」は、何度も繰り返されたり、多数者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害者・被害者という二者関係のみならず、学級や部活動等の所属集団においては、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、児童生徒全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 市の基本方針の内容

市の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、家庭・地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、市や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策において蓄積された知見や具体的な対応策を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

市の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、子どもをきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間の確保などの対策を実施し、その達成状況や取組の実施状況について継続して検証する。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、そのいじめの未

然防止が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育むとともに、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現には、学校における教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成することが重要である。

また、保護者は、こどもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、いじめをしないよう、家庭教育を適切に行うことも大切である。

いじめの背景にはストレス等の心理的な要因の影響も考えられるため、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育成することも忘れてはならない。

こうした学校に関わる大人たちが一体となって全ての児童生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に大きな効果があると考えられる。

さらに、学校におけるいじめ問題は、児童生徒やその保護者に接する教職員だけで対応すべき問題ではなく、学校を取り巻く社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめに関わる取組の重要性について認識し、家庭、地域と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。そもそも、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものである。このため、わずかな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、初期と思われる段階から情報を共有するなどの確に関わることで、積極的にいじめを認知するよう努めなければならない。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知、日常的な積極的関わりを通じた児童生徒が安心して相談できる信頼関係の構築が必要であり、更には家庭、地域と連携することで児童生徒のわずかなサインも見逃さないことが不可欠である。

(3) いじめへの対処

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、当該児童生徒の家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが求められる。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要がある。また、学校は教職員の対人関係スキルを身につけるための研修等を実施するとともに、教職員全体（学校いじめ防止等対策委員会）で情報を共有し、その分析と検討を速やかに行うなど組織的に取り組む必要がある。

（４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と家庭、地域との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と家庭、地域が連携・協力して、より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の働きかけだけでは解決できないこともある。こうしたケースでは、関係機関（警察、医療機関、地方法務局等）や関係部門（児童相談所、こどもの権利サポートセンター等）と連携することも必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

第３ いじめの防止等のために本市が実施する施策

１ 組織の設置等

（１）法第１４条第１項に規定する本市のいじめ問題対策連絡協議会^３

^３ ○ いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
（いじめ問題対策連絡協議会）

法第14条第1項において、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしているが、本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき「熊本市青少年問題協議会」を設置しており、本市の附属機関として、青少年問題全般に関する総合的施策の確立のために必要な事項を調査審議するとともに、その適切な実施を期するために関係行政機関相互の連絡調整を図っている。

そこで、いじめ問題を青少年問題の一環として捉え、この「熊本市青少年問題協議会」において、関係機関・団体との連携を図り、情報の共有化に努めることとする。

【機能】

- ・ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が体系的かつ計画的に行われるよう、各機関の連携を図る。
- ・ 本市のいじめ問題に関する実態を把握する。

（２）法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関⁴

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめ問題に対する具体的な施策を協議し、その成果を検証するため、附属機関として「熊本市いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【機能】

- ・ 教育委員会からの諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめ防止等について、有効な対策を検討するため、専門的な見地からの審議を行う。
- ・ 学校からのいじめに対する通報や相談を受け、必要がある場合は第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ・ 教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、法第24条⁵に基づき自ら調査を行う必要がある場合に調査を行う。

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

⁴ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条第3項 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

⁵ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- ・ 法第28条⁶に規定する重大事態が発生し、教育委員会が調査を実施すべきと判断した場合には、速やかに対応する。

【構成】

委員は、教育長が委嘱する専門的な知識及び経験を有する者をもって構成する。

- ・ 弁護士
- ・ 学識経験者
- ・ 臨床心理士 又は 公認心理師
- ・ 医師

2 いじめの防止等のための取組

(1) いじめ防止の対策

児童生徒が、他人を思いやる心や感謝する心を持ち、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと成長できるよう、様々な体験活動を通し、豊かな心を育む教育を推進する。

① 人権教育の推進

「熊本市人権教育の推進について」の周知徹底を図る。

人権が尊重される学習活動・人間関係づくり・環境づくり等に視点を当てた人権教育が推進されるように努める。

② 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて互いの人格を尊重し、命を大切にする心や規範意識を育む道徳教育の充実を図る。

③ 特別活動の充実

学級活動、児童会・生徒会活動等において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する。

④ 読書活動の充実

読書による豊かな心の育成をめざした取組の充実を図る。

⁶ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

⑤ 研修の充実

ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修を充実させ、リスクマネジメントを含めた、校長をはじめ全ての教職員のいじめ問題に関する対応力等の向上を図る。

イ 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめ問題に対して適切な対処ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

ウ 初任者研修や臨採研修等を通して、経験が浅い教職員の指導力向上を図る。

⑥ いじめの実態把握と検証

全てのこどもたちが安心して楽しく過ごせる、いじめのない学校づくりに取り組むため「心のアンケート」を実施して、児童生徒の実態を把握し、いじめ防止等の具体的な対応策の効果を検証する。とともに、見出された個々の課題に適切に対応する。

⑦ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を活用し、学校のいじめ防止等の取組について総合的に点検する。

⑧ 指導資料の活用推進

全教職員に配付した「いじめ・不登校対策ハンドブック」の積極的な活用を促す。

⑨ 情報モラル教育の推進

S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとするインターネットを通じたいじめ問題を取り上げ、実践的な教職員への研修や社会教育研修を実施する。また、情報モラル教育の研究を充実させるとともに、家庭への啓発に努める。

⑩ 適正な運動部活動の推進

児童生徒の体力向上や健康の増進を図るとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を培う。

また、仲間を尊重する気持ちやお互いに協同する力の養成に努めること等を通して、豊かな人間性を育む。

⑪ 就学前の取組推進

いじめの未然防止のために、幼児期の教育においても、他者を尊重する気持ちの養成や思いやりのある行動ができるよう取組を促す。

（２）いじめを早期に発見するための対策

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や相談体制の整備を行う。また、いじめを受けたり、いじめを発見した児童生徒が、すぐに相談しようとする早期発信の意識と態度を高める。

① 定期的な調査の実施

いじめを早期に発見するため、学校における「きずなアンケート」を定期的の実施する。

② 教育相談の充実

保健室の機能を生かした健康相談体制を構築・充実する。その際には、医療機関をはじめとした地域の関係機関等との連携を図る。

また、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心のサポート相談員、学校教育コンシェルジュによる支援体制を整備する。

③ 相談窓口等の周知

各学校にこどもの権利サポートセンター等、相談機関一覧等を配付し、周知を図る。

（３）いじめ問題の対応と解決するための対策

① 学校への支援

学校からいじめの報告を受けたときは、その対応の状況を確認し、事実関係を正確に把握した後、児童生徒に対する支援体制や保護者への連絡方法、初期対応、関係機関との連携等、いじめの解決に向けた学校の対処方法について指導・助言を行う。

② 出席停止等の措置

いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項⁷（同法第49条において準

⁷ ○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
（児童の出席停止）

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

用する場合を含む。)の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。

いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

③ 緊急時における専門家の派遣

いじめに関して緊急事態が発生した場合、それに対応する相談員として弁護士や臨床心理士又は公認心理師を派遣し、いじめに関する法的な助言や児童生徒等の心理的ケアを行う。

④ インターネットのいじめ対応

インターネットや携帯電話、スマートフォン等を通じて行われたいじめに対する調査を行い対応するため、必要に応じて関係機関との連携を図る。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(4) 家庭や地域との連携

① 保護者が、こどもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、こどもに適切に関わることができるよう、家庭教育学級等での啓発活動やポスター等を用いた相談窓口の周知等によって家庭への支援を行う。

② 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員制度を活用して、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(5) 関係機関との連携

① こどもの権利サポートセンター、児童相談所、医療機関、熊本地

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

方法務局等との連携のもと、こどもの悩み相談やいじめ防止等に対応できる体制づくりを推進する。

- ② 警察との連携を図り、いじめの未然防止や早期発見に努める。
所轄の警察署や交番に出向き、事案が起きたときにスムーズな連携が図られるよう顔の見える関係づくりに努める。
 - ア 熊本県学校等警察連絡協議会、地区学校等警察連絡協議会、広域学校等警察連絡協議会、に参画する。
 - イ 非行防止ネットワーク会議等の開催を推進する。
 - ウ スクールサポーターと連携し、相談や学校訪問の協力を依頼する。

（６）庁内関係課の連携による取組の推進

本市は、教育委員会を中心に庁内関係課との連携を図るため、庁内会議を設置し、情報の共有化を図るとともに、市民が一丸となっていじめ問題の克服を目指す取組について検討し、それらを積極的に推進する。

- ① 市民に対して「いじめ防止対策推進法」の趣旨・目的について周知を行う。
- ② いじめの問題に関する市民の正しい理解を推進するための体制の整備を図る。
- ③ いじめに関する関係機関等への通報及び相談を受けるための体制の整備を図る。
- ④ より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止める体制の構築を図る。

（７）その他必要な施策

- ① 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、日常の業務の優先順位を見直し、十分な対応ができる時間の確保を図る。
- ② 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則で定めた、出席停止の手続きに関する必要な事項を、学校や保護者へ周知する。
- ③ 学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、取組や対応状況等について評価するよう必要な指導・助言を行う。

- ④ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、指導や助言を適切に行うことができるようにするため、生徒指導主任・主事会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

第4 いじめの防止等のための学校の取組

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 「学校いじめ防止基本方針」⁸の策定

- (1) 国及び市の基本方針を参酌し、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を策定するにあたっては、方針を検討する段階から保護者等地域の意見を聞く。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」の策定後は速やかに教育委員会に提出する。また、年度当初に年間指導計画を提出する。
- (4) 策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページで公開するなど、保護者や地域住民が方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 「学校いじめ防止等対策委員会」の設置

法第22条⁹に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。組織の名称は、「(学校名)いじめ防止等対策委員会」とし、年間2回以上は開催するよう努める。

【機能】

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。

⁸ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

⁹ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ 児童生徒のいじめの現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策を検討する。
- ・ 外部専門家から意見を聴き、学校の対応等に活用する。
- ・ 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組について協議、調整、評価を行う。
- ・ 学校で把握したいじめの重大事態¹⁰について、教育委員会と連携し対応する。

【構成等】

当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。

- ・ 学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等で構成する。
 なお、問題の状況等に対応して関係教職員等を参加させるが、場合によっては特定の教職員を含めないこともある。
- ・ 構成員については、PTA、学校評議員等に情報を提供し、状況に応じて、その意見を聴くことができる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

(1) いじめの防止のための取組

① いじめについての共通理解

ア 職員会議等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。

イ 年間を通じて、適宜児童生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ウ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

エ 大規模災害等により被災し、避難している児童生徒について

¹⁰ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
 （学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第3項 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

は、非日常的な環境への不安感等を含めた心身への多大な影響を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

イ 児童会、生徒会を通して児童生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。

ウ いじめ防止等に向け、教職員、児童生徒の人権意識を高め、る活動等の充実を図る。

エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

オ 対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。

カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

キ 部活動等を通して、社会的な態度を育成し、対人関係力の育成を図る。

③ いじめが起きにくい集団の育成

ア 一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。

イ 児童生徒間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ 児童生徒が、人間関係を含む様々なストレスに適切に対処できる力を育む。

エ P T A活動において、保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。

④ 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

全ての教育活動を通して、児童生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の向上に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

① 全ての教職員は、日常的に児童生徒との積極的な関わりをもつことで、児童生徒が安心して相談できる信頼関係を構築するよう努める。

② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実

態把握に取り組む。

- ③ 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的に活用し、その分析を行い、その結果を指導に活かす。
- ④ いじめについて児童生徒や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- ⑤ 児童生徒・保護者・地域等へ、面談や電話・メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑥ 教職員は日常的に児童生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑦ 児童生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑧ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

（３）いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - ア いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。
 - イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、当該児童生徒の立場に立ち、その話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、極めて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し迅速に対応する。
 - ウ いじめを受けた児童生徒やいじめを報告してきた児童生徒の心身の安全を確保する。
 - エ 担任等が、いじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。
- ② いじめの事実確認と報告
 - ア いじめ防止等対策委員会を中核として、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。
校長は、その結果を教育委員会に報告する。
 - イ 家庭訪問等により、事実として確認された具体的な内容を可

能な限り迅速に保護者に伝える。

ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談することを含め、適切に対処する。

③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

ア いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。

イ いじめた児童生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止措置により、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④ いじめを行った児童生徒への対応

ア いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を考え、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。

イ いじめた児童生徒には、いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。

ウ いじめた児童生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。

イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 児童生徒たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する力を身につけさせる。

エ いじめは、謝罪のみで終わらせるのではなく、関係した児童生徒の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童生徒にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。

イ ネット上のいじめは、名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の

対象となり得ることや、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

※ いじめは、単に謝罪によって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ防止等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの有無について改めて判断する。当該行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く見守る必要がある。

（４）その他必要な取組

① 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけ実施する。

また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等を向上させる研修を実施する。

② いじめ防止等への取組の評価と点検

ア 学校は、学期ごとに、目標に対する具体的な取組状況やその

達成状況を評価するとともに、結果を踏まえてその改善に努める。

イ 教員の評価は、いじめ問題に関する目標設定とその達成に向けた取組や日常的な対応の仕方を評価する。

③ 家庭や地域との連携について

ア 学校基本方針等について保護者や地域の理解を得る機会を設け、いじめ問題の重要性について認識を深める。

イ 多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、PTA、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第5 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の意味

法第28条で、重大事態とは、次の①、②に規定する疑いが認められる場合を言う。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義¹¹を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

¹¹ ○ 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」における定義
不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいう。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。¹²児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（２）重大事態の発生と報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第30条第1項¹³の規定により、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

（３）重大事態に対する調査及び組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断した場合は、速やかに当該事態に係る調査（法第28条第1項の規定による調査、以下調査という）を行う。

調査の主体は、学校又は教育委員会となる。重大事態については、児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けていることから、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえ、熊本市いじめ防止等対策委員会から指導助言を受けながら、学校主体で調査を行うことを原則とする。ただし、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、必要に応じて教育委員会が主体となって調査を行うことも考えられる。¹⁴

調査は迅速に行い、その方法については、国の基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を十分参考にする。

【教育委員会主体の場合に考えられる調査組織】

① 教育委員会等方式

¹² ○ [いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日衆議院文部科学委員会）]
五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

¹³ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

¹⁴ ○ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（令和6年8月改訂版）
（第6章 調査組織の設置）

第1節 調査主体の決定 不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関「熊本市いじめ防止等対策委員会」において実施することもある。
- ・ 第三者委員会方式の場合には、原則として事務局機能を教育委員会が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

学校いじめ対策組織方式

- ・ 各学校に設置されている（学校名）いじめ防止等対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

※ 学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる（法第23条第2項）。この措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

（４）調査結果の報告

- ① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。¹⁵なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提

¹⁵ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

供を受け、調査の結果に添付すべき書類として市長に送付する。

② 調査結果については、市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

市長は当該報告に係る重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生を防止するために必要があると認めるときは、法第30条2項¹⁶の規定に基づき再調査を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、その公平性・中立性を図るために、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者についての推薦等を職能団体や大学、学会から受け、第三者としての参加を図る。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告¹⁷しなければならない。また、市長及び教育委員会は、当該重大事態への対処又はこれと同種の事態の発生を防止するためにその結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

第6 その他いじめの防止等の対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。」としている。

本市についても、熊本市いじめ防止等対策委員会等において、市の基本方針が本市の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

2 基本方針策定状況の確認と公表

¹⁶ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（公立の学校に係る対処）

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

¹⁷ ○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（公立の学校に係る対処）

第30条第3項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

市は、市の基本方針を公表するとともに、市立の小中高等学校、特別支援学校における学校いじめ防止基本方針についても、それぞれの策定状況を確認し、公表する。